

『2025年度 レフェリーの目標と9人制の重点指導項目』

JVA競技普及推進本部 審判規則委員会 指導部

1 目 標

- (1) 競技規則の精神を理解し、論理的・実践的な知識を習得する。
- (2) 正しい判定をするための眼を養い、そのための基本的な動きや位置取りを研究し、審判技術の向上に努める。
- (3) 多くの経験を通して、強いメンタルと人間性の醸成に努め、よりよいゲームマネジメントに繋げる。
- (4) 試合での的確な判定や講習会等を通して、正しいルールや取り扱いをチームに伝える。

2 重点指導項目

【主 審】

- (1) 最終判定について
 - ・ラリー完了の吹笛をしたときは、自らの判定を頭に置き、副審・線審を確認して、責任を持って説明ができるように最終判定を行う。
- (2) ハンドリング基準について
 - ・試合を通して一定した判定ができるように講習会等へ積極的に参加して基準の統一を図る。また、大会においてはすべての審判員の判定基準が統一できるように他の審判員の判定基準も確認する。
- (3) 不法な行為について
 - ・参加競技者の不法な行為に対しては、毅然とした態度でルールを適用する。
 - ・最終判定後は、副審と協働してコート内、ベンチの状況を確認し、軽度な不法な行為についても再発を予防するために早い段階で第一段階の警告を与える。
- (4) ブロッカーのボールタッチについて
 - ・相対する選手がネット上でボールに接触した場合、その接触に時間差がないか見極め、複数のブロッカーの場合はどの選手にボールが接触したかも確実に判定する。

【副 審】

- (1) 中断の要求について
 - ・選手交代およびセット間の選手交代は、記録員とともに組み合わせを確認する。
 - ・タイムアウト終了後に、選手をコートに戻るよう促す。戻るのが遅れている場合は、早い段階で遅延の罰則を適用する。
- (2) 不法な行為およびベンチコントロールについて
 - ・不法な行為や不当な要求・遅延行為に対するルールを正しく理解し、適切かつスムーズに処置を行う。
 - ・ラリー終了後のネット際での相手選手に対しての言動・ベンチ等での不法な行為があれば主審に伝える。
- (3) タッチネットの判定について
 - ・アタックヒット後のアタッカーのタッチネットがあることを想定し、ネット付近に目を残す。
- (4) ワンタッチの補佐について
 - ・主審が補佐を求めた場合のみシグナルを出す。

【記録員】

- (1) 選手交代の組み合わせの確認について
 - ・交代できる組み合わせかどうか慎重に確認する。
- (2) サービス順の誤りの処置について
 - ・速やかに処置ができるようにルールを理解し、正しい手順を確実に把握する。
- (3) セット開始時のサービスチームの確認について
 - ・特に2セット目、3セット目のセット開始時のサービスチームを記録用紙で確実に確認し、副審に伝える。
- (4) 記録員としての心構えについて
 - ・審判団の一員として正しく試合を進めるよう任務を遂行する。

2025年度 9人制ルールの取り扱い

2025.2.24

【1】中断に関する事項

第17条 第1項 試合の中断

次の場合は、試合を中断する。

- | | |
|-------------------|--------|
| (1) セット間の中断 | (第18条) |
| (2) タイムアウト | (第19条) |
| (3) 選手交代 | (第20条) |
| (4) 特殊な事情による試合の中断 | (第24条) |

第2項 試合の再開

前項の試合の中断後は次により試合を再開する。

- (2) タイムアウトおよび正規の選手交代の場合は、中断したときのサーバー（サーバーが交代したときは、その交代選手）の第1サービスで再開する。
- (3) 特殊な事情による試合の中断によりノーカウントとなった場合は、中断したときのサーバーの中断したときのサービス（第1または第2サービス）で再開する。
この中断によりコートが変更になったときでも、中断したときの公式記録を有効として、中断したときのサーバーの中断したときのサービス（第1または第2サービス）で再開する。
ただし、同日中に試合を再開できないときはその試合はやり直しとする。

(注)

特殊な事情による試合の中断によりノーカウントとなった場合は、中断したときのサーバーの中断したときのサービス（第1または第2サービス）で再開するため、特に第2サービスで始まったラリーは審判団で管理し運営する。

【2】特殊な事情による試合の中断に関する事項

第24条 特殊な事情による試合の中断と処置

次のような事情で試合を中断する必要があるときは、インプレー中でも直ちにプレーを停止しノーカウントとする。同日中に試合の再開が不可能なときは、試合は延期または中止とする。

- (1) 他のボールや他のコートの選手がコートに侵入し、プレーの妨げとなったとき。
 - (2) 照明などの設備や競技用具が破損または故障したとき。
 - (3) 天候の異変、地震等その他やむを得ない事故が発生したとき。
 - (4) 何らかの理由により審判員がプレーを停止し、そのラリーがやり直しとなったとき。
- これらの場合の試合の再開は第17条第2項に定めるところによる。

(注)

- 1 インプレー中にプレーを停止したときは、ノーカウントのハンドシグナルを示す。
- 2 得点を伴わないラリーの中断後は、ラリーが完了していないので、すべての試合中断の要求が認められない。

【3】タイムアウトに関する事項

第19条 タイムアウト

- 1 タイムアウトはラリー完了後、次のサービス許可の吹笛までに監督が、監督がいない場合はゲームキャプテンが主審または副審にハンドシグナルを示して要求しなければならない。
- 2 タイムアウトの時間は1回について30秒間とし、1セットに2回または2回を連続して要求することができる。
- 3 タイムアウトの間、プレー中の選手は自チームベンチ近くのフリーゾーンに出なければならない。ただし、エンドライン後方のフリーゾーンでボールを使用しないでウォームアップをすることができる。

(注)

- 1 タイムアウトに入ったら、コートから離れなくてはならない。ただし、その位置については制限されない。
- 2 タイムアウトは30秒間であるが、選手は、30秒を待たずにコートに戻ってもよい。ただし、タイムアウトの時間が短くなることはない。

【4】サービスに関する事項

第14条 第1項 サービス

- 1 サービスとは試合をインプレーの状態にするため、決められたサービス順の選手がサービスゾーンから片方の手または腕を使ってネットを越えて相手コートに向かってボールを打つプレーをいう。

(注)

サーバーがフリーゾーン外に位置していた場合、フリーゾーン内に位置するように指示する。サービス許可の吹笛を行っていた場合は、再度吹笛しラリーを再開する。この場合、サービスの失敗とはならない。

第3項 サービスの反則

次のいずれかに該当するときはサービスの反則とする。

- (1) サービス順を誤ってサービスをしたとき（サービス順の誤り）。
- (2) サービスの失敗を2回続けたとき（ダブルフォルト）。（第14条第2項）

(注)

チームがサーバーについて審判団より誤った情報を与えられたとき、そのセットが進行した後に誤りが発覚した場合、誤った情報が与えられた時点の状態にサービス順を戻し、得点も誤った情報が与えられた時点まで戻す。タイムアウト、罰則はそのまま有効とする。
これらの事実は記録用紙に記録されなければならない。

【5】試合の遅延に関する事項

第26条 第2項 試合の遅延に対する処置（第5表）

2 遅延警告の罰則が適用された場合は、同じ中断中に中断の要求をすることはできない。

（注）

- 1 遅延警告が適用された場合、同じチームによる試合中断の要求は、次のラリーが完了するまで認められない。（けがや病気による選手交代を除く）
- 2 不当な要求を繰り返したことにより遅延警告となった場合も、同様の取り扱いとする。